



助成金の最新情報と活用のポイントをお届けします

助成金通信

6

2024

発行:はぎの社会保険労務士法人

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 6-73-4

TEL 043-272-3081 FAX 043-274-3362

【大幅改正】成長企業への労働移動を支援！ 早期再就職支援等助成金（早期雇入れ支援コース）

失業のない労働移動の実現を目的として、「再就職援助計画」等の対象者、雇用保険の「特定受給資格者」の方を無期雇用（正社員等）として雇い入れる企業に助成されます。コロナ禍は終了しましたが、業績が回復しない企業、企業整備により離職した労働者も多数います。雇用調整助成金による雇用の維持から労働政策の流れが成長分野や成長企業への労働移動に重点が移っていく中で注目される助成金です。企業買収や事業譲渡の際にも活用できる助成金といえます。

概要

早期再就職支援等助成金は、離職を余儀なくされる方の早期再就職及び定着の支援を目的としており、再就職支援コース、雇入れ支援コース、中途採用拡大コース、UIターンコースの4つのコースが設けられています。

雇入れ支援コースには「再就職援助計画」もしくは「求職活動支援書」の対象者、または雇用保険の「特定受給資格者」を、離職日の翌日から3か月以内に期間の定めのない労働契約を締結する労働者として雇い入れた上で、雇入れ前の賃金と比して5%以上上昇させた場合に助成する、「**早期雇入れ支援**」と、早期雇入れ支援の対象となる労働者に対して、職業訓練を実施した場合に上乘せされる「**人材育成支援**」があります。



支給額

❁ 早期雇入れ支援

令和6年4月1日以降に提出された「再就職援助計画」もしくは「求職活動支援書」の対象者を早期に雇い入れた場合、または令和6年4月1日以降の離職に伴い、雇用保険の「特定受給資格者」となった方を早期に雇い入れた場合に、右の額を支給します。

ただし、(1)、(2)のどちらの助成区分も1年度1事業所

当たり500人分を上限とします。また、支給対象者が雇い入れた日から支給基準日までの間において行った労働に対する賃金(臨時に支払われる賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く)の額がそれぞれの支給対象者に係る支給申請額に満たない場合は、当該賃金の額を支給します。

(1) 通常助成

支給対象者1人につき30万円が支給されます。

(2) 優遇助成

一定の成長性が認められる事業所の事業主が、地域経済活性化支援機構(REVIC)の再生支援等、一定の要件を満たした事業所等から離職した方を雇い入れた場合、支給対象者1人につき40万円が支給されます。

(1) 通常助成	(2) 優遇助成
30万円	40万円

人材育成支援 支給対象者に支給対象訓練を実施した場合は以下の額が追加で支給されます。

		助成対象	通常助成	優遇助成
(1) Off-JT	実施助成		960円(480円) / 時間	1,060円(580円) / 時間
		10時間以上	15万円	25万円
	経費助成 (実費相当上限)	100時間未満	(10万円)	(20万円)
		100時間以上	30万円	40万円
		200時間未満	(20万円)	(30万円)
	200時間以上	50万円 (30万円)	60万円 (40万円)	
(2) OJT		20万円 (11万円)		

1年度1事業所当たり5,000万円が上限。() 書きは中小企業事業主以外に対する支給額



受給のポイント

- ① 「再就職援助計画」等対象労働者や「特定受給資格者」であれば、どのような就職経路でも対象になります。離職前に内定が出ていても構いません。
- ② 「特定受給資格者」以外を雇い入れる場合は、直前の離職企業で「再就職援助計画」または「求職活動支援書」の申請公布手続きを行っている必要があります。「再就職援助計画」の詳細については厚生労働省リンクをご確認ください。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000106113.html>
- ③ 期間の定めのない労働者であれば、正社員で雇用しなくても構いません。社会保険加入基準に満たない労働者の場合は社会保険に加入していなくても助成金の対象になります。
- ④ 雇入れに関する助成金のため、雇入れ後の前後6か月間に喪失原因3となる離職者（解雇や退職勧奨による退職）を出していないこと等の要件があります。
- ⑤ 令和6年度から「離職前の毎月決まって支払われる賃金」から「再就職後の毎月決まって支払われる賃金」が5%以上上がっていないと対象にならない要件ができました。
- ⑥ グループ企業や親子会社間のいわゆる密接な関係のある企業からの転籍、雇用等は対象になりません。また、事業譲渡等を受けた手続きの際に離職を経ない場合（例えば雇用保険の適用事業所の新旧実態届を出した場合）は対象外になります。
- ⑦ 人材育成支援に関する助成は、Off-JT（いわゆる座学）以外にOJTに関する訓練も対象になります。人材開発支援助成金の各コースよりも高額な助成となります。
- ⑧ 令和6年度から会社都合等で離職して失業保険を受給している人（基本手当の特定受給資格者）も対象になりました。特定理由離職者等は対象外になります。
- ⑨ 雇入れ支援コースの対象となる「再就職援助計画」等対象労働者や「特定受給資格者」を優先的に雇い入れたい等の相談がある場合は、求人を出しているハローワーク等にご相談ください。

おすすめポイント

失業なく労働移動を目指すための助成金です。離職前にあらかじめ雇用の予約があった場合や正社員雇用をいきなり行っても対象になります。ただし、離職前の事業主が「再就職援助計画」等の作成をしている条件があるため注意が必要です。

令和6年度から「特定受給資格者」も対象に拡大されました。今後、事業譲渡や整理解雇、退職勧奨等を行うとする事業主に関与する社労士にとっては、「再就職援助計画」等を離職前に作成することが必須といえます（「再就職援助計画」対象者は、一定の条件を満たすと常用就職支度手当の対象になる等の労働者本人のメリットもあります）。

あとがき

